

発議第3号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和7年3月19日 提出

松阪市議会議長 中島 清晴

記

1 議会報告会

(1) 派遣日、派遣場所及び派遣議員

派遣日	派遣場所	派遣議員
5月14日(水)	松阪公民館	(7人) 森遥香議員、野呂一平議員、殿村峰代議員、米倉芳周議員、坂口秀夫議員、山本芳敬議員、海住恒幸議員
5月15日(木)	飯南産業文化センター	(6人) 小川朋子議員、吉川篤博議員、松本一孝議員、楠谷さゆり議員、沖和哉議員、久松倫生議員
5月21日(水)	産業振興センター	(6人) 奥出かよ子議員、橘大介議員、中村誠議員、市野幸男議員、西口真理議員、松岡恒雄議員
5月22日(木)	三雲・天白公民館	(7人) 小野建二議員、東村佳子議員、赤塚かおり議員、田中正浩議員、深田龍議員、濱口高志議員、中島清晴議員

(2) 派遣目的 議会報告会開催のため